

回覧

令和7年12月7日

令和7年12月度 本部役員会議事録

市原市桜台自治会

会長	副会長	作成
		

1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和7年12月7日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 欠席者: 中島、猪狩、鈴木(龍)、伊東の各理事
- ④ 議長: 大竹会長

2. 会長報告 (大竹会長)

添付資料①「令和7年12月度 役員会議」を参照のこと。

(1) 市原市総合防災訓練

11月2日(日)9:00から実施。

参加者(“無事ですタオル”の門扉掲示を含めて)756人(65%)

(2) 桜台フェスティバル

フェスティバルでは、レベルの高い芸術創作の作品展示会、姉崎大根の特売で賑わった子供マルシェ、コロナ感染から中止していたカラオケ発表会の復活、それに320食のカレーを提供した防災炊き出し訓練などが実施され、大盛況のうちに無事終了しました。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

- ・ 作品展来場者は183人(昨年は157人)
- ・ 子供マルシェに店員として参加した生徒の母校: 有秋南小学校に、売上金から2万円の寄付をした。

(3) 自治会予算の執行状況と会費徴収率

- ・ 器具備品、イベント企画等で出費が増えていますが、他の出費を抑えてバランスを取っており、収支は順調に推移しています。
- ・ 会費の納付が遅れている人がいますので、12月末に個々に催促を行います。未納の方には年明け後、自治会役員が訪問徴収を行いますので、ご協力をお願いします。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 生活環境維持協力金の現状と対応(大竹会長)

非会員61名に対して、納入済は35名。現在未納者に対して催促状を用意している。

添付資料②、「生活環境維持協力金のお支払いのお願い」を参照のこと。
最近のごみステーション使用禁止の判例の説明を添付しています。

(2) 自治会会員制度の見直し(大竹会長)

添付資料③、「自治会会員制度の見直し」を参照のこと。

現在、会員数1178世帯、非会員61世帯、会員率約95%という市原市でもトップクラスを誇っている桜台自治会ですが、非会員に対して生活環境維持協力金の支払いをお願いしてきました。また会員においても、高齢化の進展で個人的諸事情や考え方の相違、共働き世代の労働環境の変化等で自治会活動に参加できない、参加しない人が増えてきており、会員間に不公平感があるという会員の意見をもとに、この解消も含めて、会員制度の見直し検討に入ったものです。

生活環境維持協力金をお願いする中で、これに応じてくれた人に対して非会員という言葉に違和感を持っている人も多く、災害時には会員非会員の区別なく協力しあい生き延びていく運命共同体の関係にあることから、住民全員が自治会会員となることが理想です。

そこで非会員は準会員という位置づけにし、いずれは自治会再入会を果たし、入会率100%を目指したいと考えています。

今回たたき台として提示するものですが、忌憚のない意見をいただき、いい制度になるようにしたいと考えています。

会費が一律でなくなりますので、この機会に班長の寄付・募金の徴収や事務員の集金事務解消を目指して、例えば、寄付・募金に賛同する人からは会費に含めて500円程度同時徴収し、預かったお金で募金寄付として納付する案や、この際自治会として寄付・募金はすべてやめる(首都圏の自治会では寄付募金をやめている自治会が多くある)、または自治会に募金箱を置くだけにする案が出ており、これらの検討を同時に進めたいと考えています。

会費が増えた分は役員報酬(班長、理事)として役員の会費の減額等の意見もあります。案がまとまり、本部役員会で承認が取れたら次年度定期総会に提議を考えています。

(3) 年末自治会館大清掃の実施

12月21日(日)9:30~11:00

添付資料④.「年末自治会館大清掃の実施について」を参照のこと。

4. 専門部報告

(1) 防災部（並木副部長）

炊き出し訓練では、昨年度の反省を踏まえて320食を提供しました。羽釜を使った炊飯のほか、炊飯器に発電機から給電した炊飯を実施しました。

(2) 文化体育部（早川副部長）

2日目（日曜日）の来場者が少ないので、フェスティバルを土曜日1日にする案の検討を進める。演芸発表会は1日目（土曜日）の午後で対応可能。

(3) 生活環境部（小林部長）

10月に250鉢の花の苗、250個の球根を市からいただき植栽しました。

マイ花壇制度も順調にっており、花壇数も増えてきています。3丁目では一人で10花壇を担当してもらっている人もおられます。

(4) 福祉部（野村部長）

① 子供マルシェの売り上げは、37,394 円でした。大根 250 本の仕入れ価格 150 円に対して、1本 120 円、2本 200 円で特売したことで、即、完売でした。

② 子供マルシェに参加した子供は9人で、予想以上にテキパキ動いてくれました。

(5) 広報部（大曾根部長）

フェスティバルを中心に“桜台だより”を 企画中です。

(6) イベント企画部（加藤部長）

- ・ フェスティバルでの“お菓子まき”は子供たちに大好評でした。お菓子代として 26,000 円使わせていただきました。
- ・ カラオケ発表会の DAM の画面は教育上の配慮をしてください。
- ・ 加藤部長の発案で、コロナで中止していたクリスマスツリーを復活し飾ることになりました。みんなで協力しましょう。

5. 地区長、副会長報告

(1) 1 丁目若菜地区長

年末自治会館大清掃では、倉庫を中心に担当しますが、清掃のほかに保管されている器具備品等管理状況を確認します。

(2) 2 丁目鈴木地区長

- ・ 防災訓練で避難場所のわんぱく公園が遠すぎるという意見があった。震災時の一時避難場所としては手狭なことから、避難訓練、震災本番でのケースで集合方法等については、今後の検討とする。

A: 自治会では、空き家の所有者が分からない場合が多いので、市役所の住宅政策課(0436-23-9841)に連絡して対応してもらっている。

(3) 2丁目小櫛副会長

2丁目8班9班の班統合を計画しています。

6. その他

- (1) 10月の桜台地区大清掃が悪天候で中止になり、その連絡が遅れたことがあった。緊急連絡体制について確認願います。(野村部長)

A: (大竹会長) 会長から理事に電話連絡し、理事が班長へ連絡し、班長が戸別連絡するのが正規な連絡方法で、このほか広報車による広報が行われることになっている。手違いがあつて連絡が遅れたところがあった。是正済。ルート、連絡方法は変更必要なし。

市原市では SNS を活用して、市から自治会会員に、自治会長から自治会会員に連絡できる「地域コミュニティサービス」が実用化されており、この方法を含めてパソコン、スマホを活用した連絡や回覧について検討を開始する必要がある。

- (2) 11月14日(日)フェスティバル開催中に2丁目で火災が発生し消防車が来る事案があったが、大事に至らず無時消火できた。空き家の手入れに来た所有者が伐採した樹木雑草を、野焼き中に生垣に燃え移ったもの。野焼きは禁止です。(野村部長)

この情報は自治会に入っていない。このような情報は直ちに自治会に連絡してください。

7. 次回役員会予定:

常務役員会 1月11日(日) 9:00~10:00

本部役員会 1月11日(日) 10:00~12:00

7. 添付資料

添付資料①「令和7年12月度 役員会議」

添付資料②「生活環境維持協力金のお支払いのお願い」

添付資料③「自治会会員制度の見直し」

添付資料④「年末自治会館大清掃の実施について」

以上

令和7年度 12 月度桜台自治会役員会議

1. 開催日時

- ① 日 時:令和7年12月7日(日)10時～
- ② 場 所:2階大ホール

2. 会長報告

① 市原市有秋地区の動き

- ・市原市総合防災訓練、有秋地区は11月2日(日)9時～下記の通り実施。
 - ◎本部役員等は訓練会場(有秋公民館)に集合し模擬訓練を実施。
 - ◎桜台自治会は各丁目の公園に集合し「安全タオル」及び集合人数を確認(756人、65%)。
- ・有秋フェスティバル、11月9日(日) 会場:有秋公民体育館及び駐車場で実施。

② 桜台自治会フェスティバルは晴天下での開催

- ・防災部(婦人会さくら協力)による炊出し訓練(カレーライス 320食を完食)
- ・子供マルシェ(ダイコン 250本(仕入れ 150円/本、販売 120円/本、200円/2本)、1時間で完売、売上金から2万円を有秋南小学校に寄付)
- ・カラオケ発表会の復活(発表者 22名内小学児童 1名参加、応援団 60名以上参加)

③ 自治会予算の執行状況と会費徴収率

- ・予算の執行状況
- ・今年度会費徴収率11月末 89%(R6年度 90%、R5年度 93%)

3. 生活環境維持協力金の再度のお願いと判例等の資料配布

4. 桜台自治会会員制度の見直し検討

5. 専門部の報告

- ① 防災部
- ② 防犯部
- ③ 生活環境部
- ④ 文化体育部
- ⑤ 福祉部
- ⑥ 広報部
- ⑦ イベント企画部

6. 地区長・副会長の報告

- ① 1丁目
- ② 2丁目
- ③ 3丁目
- ④ 4丁目

7. その他

- ・コピー機の契約の更新について
- ・桜台自治会館大掃除:令和7年12月21日(日) 9時30分～

以上

次回役員会開催日時:令和8年1月11日(日)

令和7年12月7日

桜台 丁目 番地 (区 班)
様

桜台自治会

会長 大竹 幸夫

件名：生活環境維持協力金お支払いのお願い

日頃から自治会活動にご協力いただきありがとうございます。

令和6年度末、非会員の皆様に対して令和7年度からの生活環境維持協力金(7,800円/年)の納付をお願いしました。

また令和7年7月28日に、未納の皆さんには納付の催促をさせて頂きましたが、未だに納付されて居ない方がおられますので、再度納付のお願いをすることと致しました。

生活環境維持協力金は、桜台地区内の道路・公園・花壇の清掃等環境維持に対する自治会員の奉仕、防犯街灯の施設費・電気代、ゴミステーションの維持費・補修費、防犯パトロール等の防犯活動等を金額換算した結果、1世帯当たり7,800円/年とさせて頂いています。

未納者にはゴミステーションの利用を控えていただくことにしています。

各地で起こっているゴミステーション訴訟の判例を添付させていただきましたが、福井地裁の判決では、ゴミステーション利用料は単なるゴミステーションの維持管理費に留まらず、地区の生活環境を維持するための費用を含めており、桜台自治会の主張と一致していることをご理解いただきたいと考えております。

また、災害時には会員・非会員の区別なしの助け合いの防災活動が必要なことから、非会員の皆様は是非この機会に自治会への入会をご検討ください。(年会費6,000円)

なお、行き違いで既にお支払いの方に関しては、本書にてお詫び申し上げます。
何卒宜しくお願い申し上げます。

添付資料1. 退会後もゴミステーションは使える？福井地裁が示した“公共性”と費用負担のバランス

添付資料2. 自治会非加入でゴミ捨て場「出禁」は違法か 最高裁に舞台が移った住民トラブル

以上

【生活環境維持協力金のお支払い方法】

自治会館窓口にて受付けております。(※現金支払いのみ)

お支払金額：7,800円/年

【自治会館開館時間】

9:00～17:00(4月1日～10月31日)

9:00～16:00(11月1日～3月31日)

休憩時間(平日12:00～13:00、土日祝日12:00～14:00)は一時閉館します。

休館日：旧盆(8/12～8/16) 年末年始(12/27～1/5)

退会後もゴミステーションは使える？福井地裁が示した“公共性”と費用

負担のバランス

令和7年4月16日福井地方裁判所民事部／令和5年(ワ)273号 使用权確認請求事件

理事会の攻防、利用料をめぐる妥協点

春の夜、町会館の和室には理事と班長がずらりと座り、重たい議題を前にざわついていた。
「退会した世帯から、ゴミステーションを使わせてほしいと要望が出ています。」
司会役の理事が口を開くと、場の空気が一気に張り詰めた。

「前例がないんだ。会員じゃないなら使わせるべきじゃない。」
年配の理事が声を強めると、賛同のうなずきがいくつか返る。

「しかしだな、ゴミは生活に直結する問題だ。完全に締め出せば、こちらにも角が立つ。」
別の班長が口を開いた。「ただで使わせるわけにはいかんが、利用料を定めればいい。」

「じゃあいくらにする？」
「本来負担してもらう町会費はいくらなんだ？」
「あの家は、成人6人なので、2万6200円になります。」
会計担当の理事が答える。

「それなら、2万6200円の支払をもとめれば良い。会員は、皆、決められた金額を支払っているんだ。退会者だけ格安にするのは筋が通らん。」
ベテランの班長が強い口調で言い放つ。

「でも、それじゃ加入を強制しているのと同じじゃないか？」
「退会者は町会の行事や会合には参加しない。そう考えれば、全部込みの26,200円をそのまま課すのも少し違うんじゃないか。」
若い班長たちが反論すると、場がざわついた。

「なら、どうする？」
「ゴミステーションの維持管理費だけを切り出す形にして、少しだけ下げる。24,000円ならどうだ。」

「2,200 円だけ負けてやるってことか。」

「そうだ。形式上は町会費と別建てにして、“利用料”として 24,000 円を総会に諮ればいい。」

強硬派も渋々うなずいた。「まあ、それなら会員との公平も保てるだろう。」

最終的に会長がまとめた。

「退会者の利用を認める場合、利用料は年 24,000 円。これを総会に提案する。」

こうして、意見の対立を残しながらも、会議はひとまず結論を見た。

※本記事の冒頭ストーリーは、実際の判例をもとにしたフィクションです。

実在の人物・団体を直接描写するものではなく、当事者の心情に想像を交えて構成しています。

② 町内会と住民の対立を巡る裁判所の判

「町内会をやめたらゴミ出しができなくなった」という話を耳にしたことはありませんか？

任意加入のはずの町内会や自治会と、そこに属さない住民との間で、ゴミステーションの使用をめぐるトラブルは全国で繰り返されています。今回ご紹介するのは、この問題に真正面から答えた 令和 7 年 4 月 16 日の福井地裁の判決です。

■ 事案の概要

- 原告：福井市の住民。町内会を退会した。
- 被告：町内会。区域内に 3 か所、合計 4 個のゴミステーションを設置・管理。

退会後もゴミを出したい原告は、

「使用料は世帯ごとに負担を割れば年 270 円が妥当。町内会費と同額を課すのは不当だ」と主張。

さらに、利用を拒まれたことへの慰謝料 90 万円も求めました。

一方、町内会は、

「退会者の使用料は年 2 万 4,000 円。管理費や清掃活動、会員の無償奉仕も含めれば妥当な金額だ」と反論しました。

🔍 裁判所の判断

1. ゴミステーションの公共性

福井市では個人が勝手に設置できず、町内会の施設を通じて収集が行われている。
→「町内会の所有物にとどまらず、自治体のゴミ収集義務を担う公的施設」と評価。

2. 使用料の相当額

- ・ 町内会費と同額の使用料を課すと「実質的な加入強制」となり、任意加入の原則に反する。
- ・ ただし、維持管理には実費がかかるため「無償で利用できるわけではない」。

裁判所は次のように整理しました。

- ・ 含めるべき費用：管理人報酬、防犯灯の電気代、防災活動、清掃活動の実費など
- ・ 含めない費用：新年会・忘年会の飲食代、調停費用、ボランティアの労務の「賃金換算」

こうして算定された相当額は、年 1 万 5,000 円。

原告はこの金額を支払うことを条件に、ゴミステーションを使えると認められました。

3. 慰謝料について

町内会が使用料を決めるまで一定の検討期間を要したことは「やむを得ない」とされ、不法行為や債務不履行は成立せず、慰謝料請求は棄却となりました。

🔍 私道通行に関する最高裁判例との比較

参考になるのが、平成 9 年 12 月 18 日の最高裁判決（私道通行妨害排除請求事件）です。
ここでは、生活に不可欠な私道の通行を「人格権」として保護し、所有者に受忍義務を課しました。

今回のゴミステーション判決も「公共性」を認めた点では似ていますが、無償利用は認めず、合理的な費用負担を求めた点で異なります。

これは、道路通行には費用が発生しない一方、ゴミ処理には明確な維持管理費がかかることによる違いです。

 弁護士 佐藤嘉寅(とら先生)の視点

この判決は、「町内会は任意加入だが、生活に必要な公共インフラは排他できない」という、極めて現実的かつ重要な司法の指針を示しました。

裁判所はゴミステーションの「強い公共性」を認め、退会者であっても利用できるという個人の権利を擁護しました。

なぜなら、ゴミの処理は、生活を維持するための根源的な行為であり、それを地域社会の論理で完全に遮断することは許されないからです。

けれども――。

「タダ乗り(フリーライド)」は許されませんでした。地域のインフラは、誰かの無償の奉仕や費用負担によって成り立っています。町内会費と同額の課金は「実質的な加入強制」として退けられた一方、「合理的で実態に合った維持管理費(本件では年 15,000 円)」の支払いが義務付けられました。

 法は、「地域の連帯」と「個人の自由」の間に、明確な公正なラインを引きました。

今後、「任意加入の原則」を維持しながら、どうやって地域インフラを持続可能にするかが、すべての自治会・町内会に課せられた最大の課題です。

法律は「線引き」を示しますが、その線の中で「どう共生するか」を決めるのは、地域に生きる私たち自身です。

この判決は、「地域を支えるインフラ維持のコストは、全員で相応に負担すべきだ」という、共同体としての責任を問い直す契機となるべきでしょう。

文書作成者

佐藤 嘉寅

弁護士法人みなとパートナーズ代表

自治会非加入でゴミ捨て場「出禁」は違法か 最高裁に舞台が移った

住民トラブル 2022/11/19 06:00 産経新聞

自治会への非加入を理由に、地域のごみ捨て場の利用を禁じられたのは違法だー。神戸市の住宅街に住む夫妻がこう主張し、地元自治会に慰謝料とごみ捨て場を利用する権利の確認を求める訴訟を起こした。行き過ぎた「制裁」か、それとも掃除当番の負担を免れた「ただ乗り」を防ぐ正当な判断か。最高裁にまで舞台が移った訴訟が浮き彫りにしたのは、地域の共助を前提とする行政サービスの制度疲労だった。

出禁で「ごみ屋敷」に

閑静な住宅街で、この問題の端緒となったのは平成31年2月。それまで都市再生機構（UR）がごみ捨て場を所有し誰でも利用可能としていたが、所有権を自治会に譲渡した。

これを受け、自治会は総会を開いてごみ捨て場に関するルールを決めた。自治会の役員や掃除当番を負担する住民の年会費は3600円▽掃除当番などを担わない住民は「準自治会員」として年会費1万円▽会費を払わない非自治会員は利用禁止ーとの内容だ。

原告の夫妻は約20年前からこの住宅街に住んでいるが、数年前に自治会から離脱していた。役員がルールを伝えて入会を求めたが拒否。ごみ捨て場を使えないため、ごみ収集車が到着したタイミングで直接作業員に手渡すか、親族に廃棄を頼むしかなくなった。その結果、夫妻宅は「ごみ屋敷」と化した。

神戸市によると、集まったごみを回収する作業は行政が担っているが、「ごみ捨て場の管理は基本的に地元住民に委ねている」（担当者）。戸別回収することもあるが、主な対象は歩行が困難な高齢者や障害者に限られるという。

夫妻は令和2年、自治会の対応は「所有権の乱用」として、損害賠償やごみ捨て場を利用する権利の確認を求める訴訟を神戸地裁に起こした。

「自治会の対応は違法」

自治会側は「会費を払っていないのに利用を認めれば、自治会員との間で著しい不平等が生じる」と反論。しかし、神戸地裁は翌年9月、夫妻にはごみ捨て場を利用する権利があると認めるとともに自治会の対応は違法として、計20万円の損害賠償を命じた。

同地裁は、神戸市の制度を踏まえると「地域のごみ捨て場の利用を禁じられると、家庭ごみを排出する手段を失う」と指摘。「ごみ捨て場の管理は(誰もが利用できる)行政サービスの一環といえる。一部の住民を排除するのは相当ではない」とした。

判決を不服とした自治会側は控訴したが、大阪高裁は今年10月、1審に続き自治会側の違法性を認めた。

たとえ自治会に入っていないなくても維持管理費などの負担を求めればよく、「非自治会員の利用を一切認めないのは正当化できない」と判断。そうした金銭負担の提案を夫妻にすることなく“出禁”（出入り禁止）としたのは、入会の強制に等しいとして計30万円の支払いを命じた。

ただ、1審が認定していた夫妻がごみ捨て場を利用する権利自体は認めなかった。双方は控訴審判決を不服として上告した。

岐路に立つ自治会制度

ごみ捨て場をめぐるトラブルは各地で起きており、この訴訟は氷山の一角にすぎない。国立環境研究所(茨城県)が2年前に全国調査した結果、7割もの自治体で、自治会への非加入者が地域のごみ捨て場を利用できない問題を抱えていた。鈴木薫特別研究員は「自治会加入者が減少傾向にある中、住民間の摩擦が生じるケースは増えている」と分析する。

ただ、行政はこうした問題への関与に及び腰で、大半が住民同士で話し合っ解決するよう求める対応にとどまっているという。

自治会への加入を敬遠する風潮が強まる半面、自治会の存在を前提とした行政サービスは多岐にわたるため、運営する側の苦悩は増している。訴訟の被告となった自治会のある役員は、住民トラブルの仲介や行政との折衝など労力がかかる任務が多いとして、「『入会しなくても自治会のものを使える』がまかり通れば、会員の減少に拍車がかかり、自治会の存続は難しくなる」と漏らす。

地方自治問題に詳しい東京都立大の玉野和志教授(地域社会学)は「ごみ収集は本来行政が担うべき仕事で、自治会は好意で協力しているにすぎない」とした上で「自治会ありきの仕組みは限界にきている。行政は根本的にごみ収集のあり方を見直す必要がある」と話している。(地主明世)

令和7年10月1日

自治会会員制度の見直し

桜台自治会長 大竹 幸夫

1. はじめに

令和6年度に非会員から生活環境維持協力金の徴収を決定し、令和7年度から徴収を開始しました。62名の非会員がいる中35名の非会員がその趣旨を理解し、協力金を納入していただきました。しかしながらこの方法は会員と非会員の溝をそのままにしたまま、むしろその溝を深くする、いわば非会員に対する制裁的な措置と受け取られる可能性があり、自治会が目指す“この地域に住所を有する人が日常生活において助け合い協力し合う共同体の活動”を推進するには、いまの会員制度には限界があることがわかりました。

そこで、この地域に住所を有する全員が自治会の会員を目指して、新しい自治会会員制度を提案するものです。

2. 基本的考え方

(1) 桜台地区に住所を有する人全員を自治会員としてともに生きていくことを目指す。

- ① 日常生活において安全で安心な地域の確保、生活しやすい環境維持管理等で助け合い協力しあっていかなければならない。
- ② 災害時には、地域住民全員が生き残るために助け合い協力しあっていかなければならない。

(2) そこで新しい会員制度として、自治会員は、大きくは正会員と準会員とし、否定的な非会員という言葉は使わない。

(3) 正会員は自治会の活動を理解・賛同し自治会活動に協力的で、自治会の組織・体制や制度（お助けマン等）を利用し、その恩恵を受けることができるとともに、自治会に対して各種相談・問い合わせ、援助協力依頼をすることができる。

(4) 準会員はいろいろな事情や個人的考え方で、自治会活動には協力できないが、地域の一員として自治会活動を理解し協力できる人である。

(5) 正会員はその役割権利義務で正会員 A、正会員 B、正会員 C に分ける。

(6) 正会員 A（年会費：6,000 円） 以前の会員と同じ

- ① 輪番制の自治会役員を引き受けることができる。
- ② 環境整備等の共同作業に参加可能な人。

(7) 会員 B（年会費：7,200 円）

- ① 今まで永年にわたり自治会活動に協力してきたが、高齢化等の理由で役員業務や環境整備等の共同作業が難しい人で、班員がそれ相当と認めた人。
- ② 自治会の連絡や回覧板、お助けマン等自治会活動の恩恵を受けることができる。

(8) 正会員 C（年会費：7,800 円）

- ① 自治会の活動を理解・賛同するが、諸事情により役員を辞退し、また公園清掃等の共同作業ができない人。

- ② 自治会の連絡や回覧板、お助けマン等自治会活動の恩恵を受けることができる。
- (9) 準会員(年会費:7,800 円)

- ① 自治会活動に関わりたくない人。
- ② ただし、会員同様施設の使用、夏祭り等の行事への参加ができる。
- ③ “お助けマン”の利用はできない。
- ④ 防災活動に参加する。(防災訓練の参加、安否確認シートに登録等)
- ⑤ 準会員の連絡は、掲示板を活用する。

3. 会員別仕様

	会費(円)	役員 免除	回覧(HP)	お助 けマン 利用	会館 利用	ごみステ ーション 利用	公園 清掃	防災
正会員 A	6,000		○	○	○	○	○	○
正会員 B	7,200	○	○ または辞退 可能	○	○	○		○
正会員 C	7,800	○	○ また は 辞退可能	○	○	○		○
準会員	7,800	○			○	○		○

4. この制度の問題点と期待

- ① 会員 B を希望する人が多くなり、その資格要件があいまいだと問題が生じる。
- ② 役員には、会費免除、減額すべきという意見があるが、その原資を確保できるか。
- ③ 正会員 C と準会員と比較して、準会員が正会員 C に移行することが考えられる。好ましい。
- ④ 準会員が正会員になれば、地域住民全員が自治会員という理想が実現し、生活環境維持管理費滞納問題も解決する。そもそも生活環境維持管理協力金は不要になる。

5. 今後の活動計画

- ① 検討案を本部役員会で審議する。
- ② 会員種別構成がどうなるかを全員にアンケートを実施する。会費総額がどうなるか予測する。
- ③ 会費増加を役員の会費免除、減額の原資とできるか検討する。
- ④ 令和8年度定期総会で会則変更し、施行は令和9年度からとする。

以上

令和7年 12 月7日

本部役員各位

年末自治会館大清掃実施の件

桜台自治会 総務担当副会長 小櫛 富夫

桜台自治会館の年末大清掃を下記の要領にて実施致しますので、役員各位のご協力をお願いします。

ー記ー

1. 日時 12月21日(日) 9:30～11:00

2. 清掃箇所と担当

清掃点検箇所	リーダー	メンバー
1階自治会大ホール内外窓ガラス(外から水かけワイパーで拭く)、資機材	長嶋	鈴木、工藤
2階自治会大ホール・会議室窓ガラス、資機材	古谷	松浦
玄関下駄箱・スリッパ点検清掃、自動ドアガラス/受付内外窓ガラス清掃	鈴木(敬)	吉川、伊東
1階事務室内、神棚	大竹	辻
空調機全館 外会館エアコンフィルター清掃	小櫛	大曾根
1 階ロビー、中 2 階ロビー、階段及び階段下、二階ロビー、階段手すり、相談室	野村	鈴木(龍)
1F,2F トイレ点検清掃、	桐田	
会館内外倉庫、物置、整理・整頓・清掃	若菜	加藤、中島、猪狩

※玄関ドアガラス、1F ホールガラスを除き、窓ガラスの点検清掃は、網戸の破損の確認、サッシレールの汚れ清掃でいい。点検により破損部がありましたら報告して下さい。

清掃時の注意事項

1. 脚立作業はできるだけやめ、必要な場合は二人作業で実施して下さい。
脚立の天板には絶対に乗らないで下さい。
2. 椅子、机を脚立代わりに踏み台にしないでください。
3. けがをしないよう無理はしない。出来る範囲で結構です。
4. 11:30 終了目処にして下さい。その後、結果を小櫛まで報告して下さい。
5. 担当分が終了したら遅れているところを支援して下さい。

以上